

防府市漁場環境整備事業補助金交付要綱

令和4年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、水産業の振興のため漁礁を沈設させることにより、藻場の再生保全を図り、幼稚魚等の生育環境を整備することを目的とした山口県漁業協同組合、その他市長が必要と認める者（以下「漁業協同組合等」という。）が行う単県農山漁村整備事業（漁礁漁場整備事業）及び防府市漁場環境整備事業（以下、「事業」という。）について、防府市漁場環境整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象等)

第2条 市長は、予算の範囲内で、漁業協同組合等が行う事業に要する経費について補助するものとする。

(事業の実施計画協議)

第3条 補助金の交付を受けようとする漁業協同組合等は、事業実施計画（素案）協議書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に協議しなければならない。ただし、単独市費補助事業については、この限りではない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 設計書（様式第4号）

(補助金の交付申請)

第4条 補助金を交付申請しようとする漁業組合等は、補助金交付申請書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 設計書（様式第4号）

(補助金の交付の決定)

第5条 市長は、前項の補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を漁業協同組合等に通知する。

(補助金の交付の条件)

第6条 市長は、前項の規定により補助金の交付をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第7条 第5条の規定により通知を受けた漁業協同組合等は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件を不服として申請を取り下げようとするときは、速やかに申請の取り下げを行わなければならない。

2 申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事業計画等変更の承認の申請)

第8条 補助金の交付決定通知を受けた漁業協同組合等は、第4条に規定する書類の記載事項のうち、次に掲げる変更を行おうとするときは、直ちに計画変更承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費について、その30%をこえる金額の増減
- (2) 事業主体の変更
- (3) 事業の実施場所の変更
- (4) 事業量の30%を超える変更
- (5) 施設の機能に基本的な影響を及ぼすと認められる施設の構造の変更
(事業の中止又は廃止)

第9条 補助金の交付決定通知を受けた漁業協同組合等は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その理由及び事業の遂行状況を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(施行方法の協議)

第10条 工事を請負に付して実施する場合は、競争入札によるものとする。ただし、事前に施行方法について市長に協議(様式第7号)し、了承を得た場合はこの限りではない。

(事業の着手報告)

第11条 漁業協同組合等が補助事業に着手したときは、速やかに事業着手報告書（様式第8-1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、単独市費補助事業については、この限りではない。

- (1) 請負契約締結状況調書（様式第8-2号）
- (2) 入札執行調書（様式第8-3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類
（状況報告）

第12条 補助金の交付決定を受けた漁業協同組合等は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、遂行状況報告書（様式第9号）を作成し、翌月14日までに市長に提出するものとする。ただし、単独市費補助事業については、この限りではない。

（事業の完成報告）

第13条 漁業協同組合等が補助事業を完成したときは、速やかに事業完成報告書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第14条 補助金の交付決定を受けた漁業協同組合等は、当該補助事業を完了したときは速やかに事業実績報告書（様式第11号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、単独市費補助事業にあつては、精算設計書は省略することができる。

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 収支精算書（様式第3号）
- (3) 精算設計書（様式第4号）
- (4) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前項の規定による事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて竣工検査又は確認調査を実施し、その報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、漁業協同組合等に通知しなければならない。

（補助金の交付）

第16条 前項の規定により通知を受けた漁業協同組合等が補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金請求書（様式第12-1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず第5条の規定による通知に係る金額の範囲内で概算払により補助金を交付することができる。（様式第12-2号）

（補助金の交付決定の取消等）

第17条 補助金の交付を受けた漁業協同組合等が次の各号の一に該当する場合には、市長は当該決定の全部又は一部の決定を取り消し、また、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（1） 補助金交付の条件に違反したとき。

（2） この要綱に違反したとき。

（3） 支出額が補助対象事業費の変更により減少したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 市長は、補助すべき補助金の額を決定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払により交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第 1 号

防府市漁場環境整備事業実施計画（素案）協議書

第 号
年 月 日

(宛先) 防府市長

事業主体住所
代表者名

年度において防府市漁場環境整備事業を実施したいので、防府市漁場環境整備事業補助金交付要綱に基づき関係書類を添えて協議します。

様式第2号

事業計画書（又は実績書）

- 1 事業種目名
 - 1 事業主体名
 - 2 現況及び目的
 - 3 事業の概要
 - ア 実施場所
 - イ 事業の規模等
 - ウ 事業費の内訳（自己資金の調達計画を含む）
 - エ 事業の実施時期
 - オ 事業の実施方法
 - 4 事業の効果

（添付書類）

- 1 実績報告の場合は証拠となる写真、契約書の写
- 2 位置図
- 3 漁場図
- 4 構造図
- 5 総会又は理事会の議事録抄本
- 6 漁業権者の設置同意書（事業実施箇所が漁業権の区域内である場合）

様式第3号

収 支 予 算 (精 算) 書

1 収入の部

区分	本年度予算額 又は 本年度精算額	前年度予算額 又は 本年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
計					

2 支出の部

区分	本年度予算額 又は 本年度精算額	前年度予算額 又は 本年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
計					

(注) 1 前年度予算額(又は本年度予算額)は、申請書の場合は前年度の、実績報告書の場合はその年度のそれぞれ当該事業に係る最終予算額を記入する。

様式第4号

I 表紙 (A4版)

年度
事業設計書、精算設計書
事業変更設計書
年 月 日
事業主体住所 事業主体名

(注) 変更設計書作成

(1) IIの1の摘要欄に変更内容を記入すること。

(2) IIの2から5までについては、変更に係る部分について二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

II 設計書の内容

1 設計説明書

事業主体		事業工種	
事業実施箇所 (事業実施水域)			
事業量及び経費			
事業の概要			
施行方法			
施行期間			
管理主体 (実施主体名)		設計者氏名	
摘要欄			

2 経費内訳書

費目	数量	単位	単価	金額	備考
			円	円	

3 ○○費明細書

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
				円	円	

4 単価表

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
				円	円	

5 機械器具・資材購入費

品名	形式、銘柄、品質、等級等	単位	単価	金額	備考
			円	円	

6 設計図及び位置図（水域図）

(注) 変更設計書作成

(1) 1の摘要欄に変更内容を記入すること。

(2) 2から5までについては、変更に係る部分について二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

様式第 5 号

年度防府市漁場環境整備事業補助金交付申請書

第 号
年 月 日

(宛先) 防府市長

事業主体住所
代表者名

年度において防府市漁場環境整備事業を実施したいので、補助金
円を交付されたく、防府市漁場環境整備事業補助金交付要綱に基づき関係書類を
添えて申請する。

(別添書類)

- 1 事業計画書 (様式第 2 号)
- 2 収支予算書 (様式第 3 号)
- 3 設計書 (様式第 4 号)

様式第6号

年度防府市漁場環境整備事業計画変更承認申請書

第 号
年 月 日

(宛先) 防府市長

事業主体住所
代表者名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった防府市漁場環境整備事業について、別添計画書のとおり変更したいので、防府市漁場環境整備事業補助金交付要綱の規定に基づき申請する。

(注) 別添計画書は、交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

第 年 月 日
第 年 月 日

(宛先) 防府市長

事業主体住所
代表者名

年度防府市漁場環境整備事業の実施並びに施行方法について（協議）

このことについて、下記の施行方法により実施したいので協議します。

記

- 1 交付決定年月日
- 2 交付決定番号
- 3 工事施行方法
 - (1) 指名競争入札、随意契約の別
 - (2) 指名業者又は随意契約を行おうとする業者名
- 4 指名競争又は随意契約により施行しようとする理由
- 5 添付書類、設計書

(注) 設計書は補助金交付申請書と相違ないときは省略できる。

様式第 8 - 1 号

事業着手報告書

第 号
年 月 日

(宛先) 防府市長

事業主体住所
代表者名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあつた防府市漁場環境整備事業について下記のとおり報告します。

記

- 1 着手年月日
- 2 竣工予定年月日
- 3 事業施工者
- 4 事業実施場所
- 5 工事工程表 (添付)

請負契約締結状況調書 (様式 8 - 2 号)、入札執行調書 (様式 8 - 3 号) 添付のこと。

請負契約締結状況調書

区分	工事契約	設計管理契約
予算額		
請負額		
契約年月日		
請負者名		

- 着手予定年月日
- 竣工予定年月日
- 請負契約書の写
- 工事内訳書

入 札 執 行 調 書

- 1 執行年月日
- 2 執行場所
- 3 予定価格

順位	第 1 回	第 2 回	第 3 回	比 較		氏 名	備 考
	入札金額	入札金額	入札金額	増	減		

立 会 人
氏 名

年度防府市漁場環境整備事業遂行状況報告書

第 年 月 日
 第 年 月 日

(宛先) 防府市長

事業主体住所
 代表者名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があつた防府市漁場環境整備事業について、防府市漁場環境整備事業費補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

事業実施 主体	計 画		出来高		(B) / (A)	支出済額	備 考
	事業量	事業費 (A)	事業量	事業費 (B)			
		千円		千円	%	千円	

(注) 設計単位ごとに記載し、事業ごとに小計を設けること。

第 年 月 日

(宛先) 防府市長

事業主体住所
代表者名

事業完成報告書

下記のとおり、
します。

年度防府市漁場環境整備事業を完成したので、報告

記

1 着手年月日

2 完成年月日

3 事業施工者

4 事業施工場所

5 工事請負金額 円

6 添付書類

完成写真等

様式第 1 1 号

事業実績報告書

第 号
年 月 日

(宛先) 防府市長

事業主体住所
代表者名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった防府市漁場環境整備事業を下記のとおり完成したので報告します。

記

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書
- 3 精算設計書

年度防府市漁場環境整備事業費補助金請求書

第 年 月 日 号

(宛先) 防府市長

事業主体住所
代表者名

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定通知のあつた防府市漁場環境整備事業について、防府市漁場環境整備事業補助金交付要綱の規定に基づき、補助金 円を交付されるよう請求します。

記

事業主体	総事業費	補助対象 事業費	交付決定額	既受領額	今回請求額
	円	円	円	円	円
計					

(注) 事業が 2 以上の場合は、各事業ごと小計を設けること。
取引金融機関名及び口座番号

様式第 1 2 - 2 号

年度防府市漁場環境整備事業費補助金概算払請求書

第 年 月 日 号

(宛先) 防府市長

事業主体住所
代表者名

年 月 日付け防 第 号で補助金の交付決定通知のあ
った防府市漁場環境整備事業について、防府市漁場環境整備事業補助金交付要綱
の規定に基づき、補助金 円を概算払により交付されるよう請求し
ます。

記

事業主体	総事業費	補助対象 事業費	交付決定額	既受領額	今回請求額	残 額
	円	円	円	円	円	円
計						

(注) 事業が 2 以上の場合は、各事業ごと小計を設けること。

取引金融機関名及び口座番号